

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

令和七年八月二十八日

港区教育委員会

令和7年8月28日  
教育委員会議案資料 No. 10

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び第九号」を「から第十号まで」に、「第十三号」を「第十六号」に改め、第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第五条第五項中「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第六項中「介護休暇」の下に「又は育児部分休業」を、「ついては、」の下に「それぞれ」を加え、「育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、」を「育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつては」に、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあつては」に、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間」を「勤務時間条例」に改め、同条第七項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

付  
則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

		改 正 案	現 行
		(前略)	(前略)
		(欠勤等日数)	(欠勤等日数)
第五条	前条第一項及び第三項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第八号から第十号までに掲げる期間にあっては三分の二日とし、第十六号に掲げる期間にあっては二日とする。）として換算した日数（一日（第八号から第十号までに掲げる期間にあっては三分の二日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。	（欠勤等日数）	（欠勤等日数）
一〇九	(略)	一〇九 (略)	一〇九 (略)
十一	育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間	十一 (略)	十一 (略)
十二		十二 (略)	十二 (略)
十三	(略)		

	2 ～ 4	(略)																				
5	前	三	項	に	定	め	る	も	の	ほ	か	、	第	一	項	の	欠	勤				
	て	は	、	一	日	の	正	規	の	勤	務	時	間	の	一	部	に	つ	い			
	て	は	、	職	免	条	例	第	二	条	の	規	定	に	よ	り	職	務	に			
	て	は	、	專	念	す	る	義	務	を	免	除	さ	れ	た	こ	と	に	よ	り		
	て	は	、	勤	務	し	な	い														
	て	は	、	減	免	基	準	第	二	条	に	規	定	す	る	承	認	を	受	け		
	て	は	、	団	体	派																
	遣	期	間	又	は	講	演	等	行	つ	た	期	間	を	除	く	。	）	に	係	る	
																			る	も	の	
																			に	限	る	
																			。	。	。	
6	第	一	項	及	び	前	二	項	の	規	定	は	、	介	護	休	暇	又	は	育	児	
																			部	分	休	
																			業	部	分	休
																			業	法	第	十
																			九	条	第	一
																			項	に	規	定
																			す	る	部	分
																			休	業	等	に
																			よ	り	勤	務
																			し	な	い	時
																			間	に	つ	い
																			。	。	。	。

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇により勤務しない期間につ

務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間においては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間と時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

7 第五項の規定は、介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもつて一日として換

いては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間においては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間と時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間においては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間と時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

7 第五項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもつて一日

算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

付  
則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。